

第三者委員会「報告書」に対する取組

～平成29年度の取組について～



第三者委員会の報告に対する取組検討会議

(奈良市教育委員会)

第三者委員会「報告書」に対する取組についての報告

1 概要

平成25年11月7日、第三者委員会（奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会）より教育長に報告書が提出され、あわせて同日、市長に報告書及び「要請書」が提出され、報告書に求められている取組について、今後5年間、市長に対し報告すること、かつ、市民に公表することが求められた。

「要請書」抜粋

「奈良市長において、今後5年間、その提言の実現の有無及び成果について、奈良市教育委員会からの報告を求め、かつ、これを市民に対して公開することを要請いたします。」

2 経過

この事を受け、教育委員会事務局に取組検討会議（「奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会」の提言に対する取組検討会議）を平成26年1月14日設置し、年度ごとに議論を行い各部会単位で取組を行っている。

初年度（平成26年度）の取組に対する報告書については、市長報告を経て翌年度6月、ホームページに公開した。

取組検討会議は3部会より構成され、各部会は部内で取組内容を検討したうえで、全体会議では更なる議論を深めることとしており、取組の手法としては3部会が取組の実施主体となるとともに、全体会議では実施内容の総括を行うこととしている。

【平成26年度の取組状況】

平成27年 6月 9日 6月定例教育委員会にて、平成26年度第三者委員会「報告書」に対する取組報告が承認

平成27年 6月12日 市長報告を経て、ホームページにて報告書公開

【平成27年度の取組状況】

会議等実施状況

平成27年11月 5日 第1回会議 実施

平成28年 3月25日 第2回会議 実施

平成28年 6月23日 6月定例教育委員会へ報告

平成28年 6月28日 6月教育委員研究協議会へ報告

平成28年 7月12日 7月定例教育委員会へ報告

【平成28年度の取組状況】

会議等実施状況

- 平成28年11月 9日 第1回会議 実施
平成29年 3月30日 第2回会議 実施
平成29年 6月20日 6月連絡協議会へ報告

【平成29年度の取組状況】

会議等実施状況

- 平成29年11月 8日 第1回会議 実施
平成30年 3月29日 第2回会議 実施
平成30年 5月29日 教育委員への事前説明で報告

3 構成

全体会議 3部会により構成

- (1) 特別支援教育部会
- (2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会
- (3) 体罰いじめ等に関する申し立て機関等検討部会

4 各部会の取組概要と平成29年度の取組

(1) 特別支援教育部会

<取組計画の概要>

- ① 教員の特別支援教育にかかわる指導力の向上について
 - ・ 特別支援学級担任向け研修
 - ・ 特別支援教育コーディネーター向け研修
 - ・ 特別支援教育研修会
 - ・ 教職員研修における特別支援教育分野
 - ・ 特別支援教育研究員事業
- ② 本市の特別支援教育体制の充実について
 - ・ 特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修の在り方及び本市の特別支援教育の在り方について検討
 - ・ 特別支援学校教員免許状の取得の奨励と取得機会の拡充について検討
 - ・ 奈良教育大学教職大学院への派遣研修

<平成29年度の取組>

① 教員の特別支援教育にかかわる指導力の向上について

- ・ 特別支援学級担任向け研修 (のべ 330 名参加)
特別支援学級担任パワーアップセミナーとして 14 講座開催
(4/7, 7/26, 7/28, 8/9, 8/28, 9/22, 10/12, 11/7, 11/10, 11/15, 12/1, 12/26,
1/16, 1/24)
内、特別支援学級新担任向けとした研修を実施した (56 名参加)。
今年度は、特別支援学級担任者会で組織する 6 つのブロックを中心に、12 会
場で授業を公開し指導力の向上を図ったり、学級経営上の課題等について意見
交流したりするなど、お互いが学び合えるような講座内容とした。また、1 月
には講師を招聘し特別支援学級担任者会の全体研修を行った。
- ・ 特別支援教育コーディネーター向け研修 (のべ 228 名参加)
5 講座開催 (5/6 2 講座開催, 10/28, 1/10, 2/6)
内、1 講座を新担当者向けとし、23 名が参加した。
特別な支援を実施する上で、全小中高等学校に配置されているスクールカウ
ンセラーの専門家としての有効活用について各校の工夫等について情報共有を
行った。
- ・ 就学相談研修会 (7/20 16 名参加)
5 歳児の就学相談に当たる相談員に向けての研修を実施し、本市の就学指導
の進め方や就学後の指導についての方向性について研修を行った。
- ・ インクルーシブ教育推進講座 (新規講座) (のべ 247 名参加)
17 講座開催
(5/19, 6/9, 6/23, 7/20, 8/1~8/3 6 講座, 9/8, 10/13, 10/20, 11/24, 11/22, 3/9, 3/16)
特別支援教育にかかわる識見及び通常の学級における特別な支援を必要とす
る児童生徒に対する指導力の向上を図るとともに、インクルーシブ教育の推進
を中心的に担う人材育成を目的とし、今年度新たに研修講座を新設し、研修を
行った。
- ・ 教職員研修における特別支援教育分野
7 講座開催 (4/28, 6/13, 6/15, 7/26/7/27, 7/31, 8/25 のべ 175 名参加)
中堅教員向けの研修として大学教授等を講師に、発達障害の子どもをつつむ
クラスづくり、ユニバーサルデザイン、特別支援教育の現状、通常学級での支
援などについて理論研修を行った。また初任者研修及び中堅教員研修として、
指導主事が奈良市の特別支援教育の現状と通常学級における支援について研
修を行った。

② 本市の特別支援教育体制の充実について

- ・ 特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修の在り方及び

本市の特別支援教育の在り方について検討する。

平成30年3月2日開催（3名の外部委員と2名の学校長）

- ・ 特別支援学校教員免許状の取得及び認定講習等单位取得機会の周知と奨励について

県主催の認定講習以外に、奈良教育大学が国の補助を受け3講座を開催している。講習の案内を教員へ周知し、取得を促した。6単位で特別支援学校教諭二種免許が取得できる。受講料は無料で、テキスト代、教材費等は受講者負担である。

県教育委員会主催 講座1 平成29年8月22日～23日

奈良教育大学主催 講座1 平成29年10月21日～22日

講座2 平成29年11月25日～26日

講座3 平成29年12月9日～10日

- ・ 奈良教育大学教職大学院への派遣研修（平成29年度）

平成29年度は、奈良教育大学教職大学院へ2名、京都教育大学特別支援教育専攻科へ1名派遣している。

このような取組により、特別支援学校教諭免許状の保有者は平成28年度より増加している。

平成29年度	特別支援学級担任者数(人)	免許状保有者数(人)	保有率	参考 平成28年度
小学校	165	41	24.8%	15.8%
中学校	64	13	20.3%	20.3%
計	229	54	23.6%	17.1%

(2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会

<取組計画の概要>

- ① 客観性が担保された事実調査の徹底
- ② 教育委員会への報告体制の見直しと構築
- ③ 不祥事対応マニュアルの作成
- ④ 相談システムの構築
- ⑤ 事例の検証

<平成29年度の取組>

- ① 客観性が担保された事実調査の徹底

- ・ 客観性が担保された事実調査の徹底を、平成28年度に引き続き周知
 - ・ 綱紀の肅正・服務規律の確保に向けて、校長会で飲酒運転、体罰、わいせつ行為とテーマを決めて説明
- ② 教育委員会への報告体制の見直しと構築
- ・ 「教職員によるセクシャルハラスメントの対応」「体罰が起こったときの対応」を周知し、各学校において既存の体制を見直し、報告体制を構築する。
- ③ 不祥事対応マニュアルの作成
- ・ 不祥事対応マニュアルの作成及び配布
「教職員によるセクシャルハラスメントの対応」「体罰が起こったときの対応」を2年前に作成し、各学校に配布・周知
- ④ 相談システムの構築
- ・ 年度当初に相談システムの周知
奈良弁護士会等と学校法律相談の体制を確立し、その活用を図っている。
＜実績＞
奈良弁護士会が学校へ行っての相談 4件、
市教育委員会が委託している弁護士への相談 来所相談 8件
メール・電話相談 7件
 - ・ 学校応援サポートチーム
学校長からの学校経営相談、教頭不在対応の学校運営補助の人材を配置し、サポート体制を構築している。
- ⑤ 事例の検証
- ・ 今までにあった事例を検証し、今後の対応に活用している。

【平成29年度 教育委員会へ報告した主な事案】

- ・ 中学校教諭の器物損壊、傷害及び飲酒運転
- ・ 小学校栄養職員の窃盗
- ・ 中学校教諭の体罰
- ・ 用務員の個人情報文書盗難に関わる校長の管理監督責任
- ・ 中学校教諭の飲酒運転
- ・ 小学校講師の盗撮 2件

(3) 体罰いじめ等に関する申し立て機関等検討部会

<取組計画の概要>

- ① 第三者委員会の一つとして、「オンブズパーソン制度」の設置について検討
- ② 教育委員会に調査機関の設置について検討
- ③ 第三者調査機関の設置について検討

<平成29年度取組>

- ① 第三者委員会の一つとして、「オンブズパーソン制度」の設置について検討
 - ・ 「オンブズパーソン制度」は設置せず、既存の相談機関の充実を図り、いじめの重大事態等、緊急の場合の対応の必要性が出てきた場合は、総合教育会議を開催し、市長に報告、協議をしたうえで対応を決定する。
- ② 教育委員会に調査機関の設置について検討
 - ・ 「奈良市いじめ防止基本方針」の策定については、いじめ防止対策推進法（以下「法」と記す）第14条に則り、策定委員会を教育委員会の附属機関と位置づけ、協議の場を3回もって策定に至った。
 - ・ 平成30年度以降は、重大事態発生時には教育委員会が調査主体を判断する。教育委員会の調査については、法第28条に則り、「奈良市いじめ調査委員会」で対応する。
- ③ 第三者調査機関の設置について検討
 - ・ 平成30年度以降は、いじめ防止対策推進法第30条に則り、重大事態に関して、市長が教育委員会からの調査報告に対し、再調査が必要であると認めた場合は、子ども未来部子ども政策課の所管で設置する「奈良市いじめ問題再調査委員会」で対応する。

※ いじめの問題以外で調査や再発防止の取組が必要な問題に関しては、必要に応じて学校支援プロジェクト会議または、奈良市立学校緊急サポートチームで対応する。なお、より緊急度の高い内容については、総合教育会議を開催し、市長へ報告、協議をしたうえで対応を決定する。